

平成 2 7 年

## 第 2 回 忠 岡 町 議 会 臨 時 会 議 録

開 会 平成 2 7 年 8 月 1 2 日

閉 会 平成 2 7 年 8 月 1 2 日

忠 岡 町 議 会

## 平成27年 第2回忠岡町議会臨時会会議録

平成27年8月12日午前10時、第2回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	柏原 憲一
住民部長	前田 忠嘉	健康福祉部長	萬野 義則
産業まちづくり部長 (教育委員会教育部)	藤田 裕		
部 長	長屋 孝之	理 事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
主 幹	藤原 直臣

(会議の顛末)

議長 (前田 弘議長)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数 12 名中 12 名、全員出席でありますので、会議は成立しております。

ただいまから平成 27 年第 2 回忠岡町議会臨時会を開会いたします。

議長 (前田 弘議長)

これより、会議を開きます。

(「午前 10 時 00 分」開会)

議長 (前田 弘議長)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (前田 弘議長)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成 27 年第 2 回忠岡町議会臨時会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 39 号 請負契約締結について (粗大ごみ破碎施設更新工事)

日程第 5 議案第 40 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 27 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 2 号))

日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長 (前田 弘議長)

第 2 回忠岡町議会臨時会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。

町長 (和田 吉衛町長)

はい、議長。

議長 (前田 弘議長)

町長。

町長（和田 吉衛町長）

皆さん、おはようございます。ご案内のように、平成27年第2回忠岡町議会臨時会の開催をお願いしたところ、お盆にもかかわらず、大変お忙しい中にもかかわらず、ご参集くださいますありがとうございます。

本日上程させていただいております粗大ごみ破碎機施設の更新工事につきましては、総務事業常任委員会並びに全員協議会で十分にご協議を願ってきたところではありますが、本日もご審議を賜りたいと思います。

大変短いですが、開会に当たってのご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、6番・河野隆子議員、7番・三宅良矢議員を指名いたします。

議長（前田 弘議長）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、臨時会の会期は本日の1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日の1日限りと決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員 松井秀次議員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（松井 秀次議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告いたします。

ここに報告申し上げますのは、平成27年6月24日及び7月29日に行いました内容

で、帳簿等は、同年5月31日及び6月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確実に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元にご配布いたしております数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井秀次

議長（前田 弘議長）

これで諸般の報告を終わります。

議長（前田 弘議長）

日程第4、議案第39号「請負契約締結について（粗大ごみ破碎施設更新工事）」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい、議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第39号、請負契約締結についてご説明申し上げます。

粗大ごみ破碎施設の更新事業については、さきの6月議会において補正予算の議決を得たところでありますが、その後、同工事見積書の再査定及び見積もり業者との協議を行った結果、見積もり価格から1,084万8,000円減額の1億3,500万円をもって、住重環境・松和共同企業体と随意契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

粗大ごみ破碎施設更新工事について、3点質問をさせていただきます。

まず第1は、私ども日本共産党は、この更新工事が住重環境・松和メンテナンス共同企業体よりの要請があり、忠岡町が6月議会に1億5,853万円で提案をされたときより、早く修理をして、財政の点では安くできる方法があるのではないかと改善を求めて質問をしてみました。

切断機に必要な部分、例えば油圧のシリンダーの修理で対応すべきではないか。そうすれば、現在はほかの機械は動いているわけですから、現在、藤原環境に委託をしております1,000万を超えるような莫大な費用も不要になる。その点については何度も口が酸っぱくなるほど申し上げましたが、実際の検討はされませんでした。修理という名前で5,500万円を超える莫大な部分更新の資料をいただいただけですから、よほど本計画に自信がおありだろうというふうに思います。

そこで、お聞きをしたいと思いますが、これまでと重複は避けます。2日前の全員協議会でも、修理では後年度に大きな額が要る、長い目で見れば負担が少ない、これはこの計画のことを言っているわけですが、このようにお答えになった修理が高くつくという説明をされたわけですが、その根拠ですね、これを大まかでも結構ですから、数字でお示しをいただきたい。これが1点です。

2点目は、担当課からお見せいただいた随意契約理由、これがありますけれど、ここには「既存設備の運転管理を行っている以外の者が実施をした場合は、効率性、信頼性などの観点から正常な運用に著しい支障が生じる」と書かれています。著しいというのを調べてみますと、際立って目立つ、それほど大変なものだというふうに書かれています。具体的には何を想定されて「著しい支障」というふうに書かれているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

3点目は、随意契約では本事業執行に当たり确实、低価格が期待できると、この随意契約理由には書かれています。これは皆さん見ていただいたからご存じだと思います。これも2日前の全員協議会で入札問題を問われたときに、環境技術研究所をもって予定価格としたい、このようにお答えがありました。コンサルタント会社の環境技術研究所の見積もりそのものが予定価格、私どもは仮の価格だというふうに思いますが、これが予定価格というふうにご説明がありました。金額が見積もりの査定という形で1億3,569万円出てまいりました。

そこで、共同企業体との仮契約が本案件で1億3,500万円が出されているわけですが、これを仮に入札率に置きかえますと99.49%。どこが安いんですか。ほぼ満

額。超高価格の随意契約ではありませんか。これのどこが随意契約をしたいというこの理由の説明になっているのか、お聞かせをいただきたいというのが3点目です。担当部長さんよりよろしくお願いたします。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

まず第1点目、対応としては修理もしくは全部更新のどちらかになります。担当課といたしましては今回上程のように全部更新ということで上程させていただいております。その理由といたしまして、破砕機も含む一連の破砕施設ということで、切断機については油が噴いた状態で、今の状態では使い物にならないという点と、あと完全につぶれてしまっている修理不可能の分については電気系統の回線でございます。

議員おっしゃいますように、破砕機及びコンベヤーというのは、現状稼働させて、現在に至って粗大ごみを手作業も含めた中での処理をやっているというのが現状ではございますが、今後も長期契約につきましてもまだあと3年、それとその後につきましても我々担当課といたしましては、粗大ごみの処理は当然町の責務ということ考えた結果、JVよりの要請ではなく、JVからの意見も含め、町として修理じゃなしに更新という形で今回上程させていただきました。

それと、第2点目のJV以外の機械は無理かと、なぜ随契やということのご質問につきましては、クリーンセンターというのは現状も当然運転管理もし、ごみを焼却しているのが現状でございます。その中で我々、どう言いますのかな、ごみというのは一連性を持たせて処理している中で、他業者を入れると、他業者にまたお願いするという点についても、運転管理上何らかのといえますか、支障が生じるという部分と、それとあと、ただいま現状手作業で、先ほど議員さんから申されたように、藤原環境のほうに細かくしていただき、動かせる部分を動かして破砕機を連動させて、コンベヤーを利用して炉のほうに投入しているという作業につきましても、JVのほう以外にこの箇所を頼める業者もございません、現状は。それらも総合的に含めまして、今回JVとの協議、それと町の方針とが一致したということで、随契のほうに持っていきましたということが現状でございます。

それと、予定価格につきまして非常に高値やというご指摘をいただきましたが、以前から我々はその設計等を現状せずに協議した結果、数年前から破砕施設全体の金額というのはある程度聞いておりました。1億から1億5,000万円ぐらいの更新についてはかかる施設ですと。それについて、数年前からそういう協議はしておりましたが、現状、使えなくなるまで使って、利用してごみの焼却をしておりましたが、報告させていただいたとおり、去年の12月におきまして、もう切断機のほうについては修理不能ということが

ありました。それで、当然我々といたしましても、予算化して、当初から予算を持つての計画やなしに、緊急性を要する、また当然今後発生するごみも処理していかなくてはならないと。その中で、提出させていただいていますように、いわゆるJVよりの見積もりをいただき、ただその金額については我々何回もお願いしていますように、技術的なものも見ることができません。それとあと、この部分を変えれば、あとは順調よく、あと5年でも10年でも動かせるのかというふうな不安等もありましたので、価格についてとか、その辺も総合的に含めまして、JVからの見積もりについて、環境技術研究所のほうに最終的に査定をしていただき、そこについて機材については93%程度に落とすということの材料をいただきましたので、それをもとに忠岡町と、随契ですので相手方となる住重環境・松和と協議した結果、今回の契約金額に至りましたので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

部長さん、失礼ですが、何一つ私の聞いたことに答えていただけていない。ひどい答弁だなというふうに思います。もう一遍聞きます。

1番目の「修理では後年度大きな額が要る。長い目で見れば負担が少ない」、これはどこから出てきたんですか。部長さんの思い込みですか。私は、安くできる修理をして、そしたら藤原環境に1,000万を超えるようなお金を払わんでいい。こんな1億3,500万みたいな住民の税金を使わなくても、ちゃんとした仕事ができるのではないかということをお願いしてきたんです。お願いしてきた結果、2日前の全協で、「修理では後年度大きな額が要る。長い目で見れば負担が少ない」、このようにお答えいただいたんやから、いただいた根拠は何なのか。何十何円まで出せとは言いません。その根拠は何なのかということをお数字で示してくださいと言っているのが1点です。

まだ答えないでくださいね。3回で引っ掛けようとしている方もおりますからね。私はそういうようなことをちゃんとお答えをいただきたいというふうに思っているのが1点です。これは必ず答えてくださいね。言葉だけでごまかしたらあきませんよ。あなた方が長い目で見れば負担が少ないと答えているんやから、なぜ負担が少ないのか、明らかにしてください。数字でね。

それから、2点目、動かせるJV、ここに頼まないかんという理由がですね、今お答えいただいた中で私はびっくりしたんですけどね、何一つ答えられていないんですね。ここでなければなぜいけないのか。これ部長さん、よくご存じのように、クリーンセンターというのが1つあります。そこと全く違う場所で、このごみの破碎施設はあるんですね。これは仮に契約が通ってやったとしたら、しばらくの間、工場で機械をつくってくるんでしょう。据えつけの期間だけ、3カ月ぐらいか知りませんが、その場合だけあそこで作業



するんですよ。その作業が何で他の業者が入ったら著しい障害が出て、支障が生じるのか、その点については全くお答えいただいてないですよ。普通で考えたらね、独立した機械をスパッと入れかえるんですから、何の支障があるんですか、この著しい支障というのは。これは何があるのか、具体的に言うてくださいますよと言っているんです。

3点目は、忠岡町というのは住民のお金をできるだけ効率的に、安く使って効果を上げていくというのが、少なくとも担当部長さんであれば一番感じておられることやと思うんです。感じておられる仕事をしておられるのかというのが、私は今聞かせてもろうた中身でね、コンサルタントの環境技術研究所の見積もりが予定価格だというふうにお答えになりました。予定価格だと、私らは余りそうは思いたくないんですが、そうであるならば、その価格で基本的には入札するわけですね、普通であれば、その入札が99.49%ですか、こんなん落ちたら莫大な損失ですよ。入札というのは、本来それを下げるためにやるという目的があるわけですからね。最低制限価格なんかつくったら、もっと下がりますよ。それをしなかった、あえて。なぜしないかといったら随契のほうが安く上がるからと、これがご説明やったんです。それで、随契で何ぼ安く上がったんかといったら、99.49%、1億3,569万円が1億3,500万に下がっただけですね。こんなん満額回答ですよ、ほぼ。住民のお金を大事に使う、入札で引き下げることが本来の効果でありますけれど、それをしないでも随契でその効果が上がるという説明をここでされているんです。安価。ここでは「低価格が期待でき」と書いてあるんですよ。これがなぜ低価格なのか、再度ご説明を求めたいと思います。ちゃんと聞いたことに答えてくださいね。よろしくお願ひします。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

申しわけございませんでした。私らも修理か更新かという部分につきましては、まずなぜ修理での対応をしないのかという分につきましては、当然一連性を持たせている機械やということで、1つの機械、いわゆる4構成から成っております。切断機、破碎機、コンベヤー。コンベヤーは2つございますので、その辺で切断機がつぶれました。それと、次は破碎機につきましても、我々というのは当初お願いいたしましたように、技術的なものがないので、現状運転管理をしていただいているところの住重・松和のほうからいただいている報告書も、更新についてということでお出ししたと思うんですが、破碎機につきましても強度の低下、更新が必要やと。コンベヤーにつきましても、腐食等が始まっている。ケーシングの腐食が大きいとか、粗大ごみが現状、下にぼろぼろと落ちているというふうなことで、一時的に修理し、動かすことは、現状動かしておりますので可能かと思いますが、後年にわたってまだまだ使うという意味で、安定した作業をしたいということで、全ての機械の更新、それとまた機械の今回のようにふぐあいが1つの部分で起きて

も、数カ月修理等にかかります。なかなかこの部分だけすぐにつかえるとかいうふうな機械でもございませんので、この部分につきましては破碎施設全体として更新をしたいというのが更新の理由であり、現在、先ほど議員さんからご指摘ありました「幾ら安くなるんや」という分については、大変申しわけございませんが、数字的には今持っておりません。

今後考えられるのが、また部分的にAの部分を修理しなくてはならない、またBの部分についても修理をしなくてはならないというふうなことが今後たびたび起こってくれば、またそれなりの費用と負担が求められると。それと、どうしても安定した作業をしていくというのが、当然担当課というか町としての使命になっておりますので、今回につきましては部分的な修理やなしに、全ての更新をお願いしたいというのが現状でございます。

それとまた、他の業者に依頼することはできないか、入札できないかと、その部分につきましては、忠岡町のクリーンセンターは、破碎機施設につきましては当然、議員さんおっしゃるように砕いて入れるだけの施設やというのはわかっております。それを利用して細かくしたやつを炉に投入し、焼却し、出しているという意味合いはございますが、当然作業的なスペース、またあと日々のごみが出てまいります。それを焼却という使命がございまして、それをやりつつということで、各委員会協議会からもお願いしているように、自分も担当部といたしましても、これを新たに他の場所に建ててということであれば、当然入札のほうが適切やないかなというふうには考えてはおりますが、現状のごみの焼却を含め、安定的な作業をしつつ工事をしなくてはならないというふうな点で、他の業者については今回は打診もせず、現在お願いしているJVが対象となり、今回の随意契約による契約といたしました。

それとまた、予定価格と最終的にいわゆる契約金額がほぼ一緒やないかというご指摘につきましては、当然本来の形やなしに、設計金額につきましては我々出すことができませんでしたので、平成27年の6月にいわゆるJVから出されてきました本施設の更新にかかる費用の見積書を基準に協議いたしました。その中で、我々については、先ほどからお願いしているように、予定価格に持つていく能力は、能力的なものは自分にはございませんでしたので、第三者である環境技術研究所というところに今回のいわゆる更新工事にかかる費用等についての審査をお願いし、その金額を予定価格としということで処理いたしましたので、当然高値にとまっているというのは申しわけないということで、我々も予定価格が出てきた中での後の協議については、議員さんおっしゃるとおり、60万円程度しか協議の結果下げられなかったというのが現状でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

結局、今のお答えを聞いていますと、1番目、「修理では後年度大きな額が要る。長い目で見れば負担が少ない」、これについては中身については全くお答えになってないんですね。そうですね。そのとおりだと思いますよ。答えられんようなものを全員協議会で議員の質問に対する答弁で答えているんですよ。我々はその答弁を聞いて判断するんでしょう。判断する基準そのものが間違えたことを示されて、よくわからないから、ここで聞いてもまたわからない。これではなぜ修理でいかなかったのかということが全く解明できていません。部長さん、つくれる業者ですからね、機械をそっくりとね。そんな切断機の油圧のシリンダーぐらいポーンとかえて修理するぐらい、どうってことないぐらいの技術を持ってはるんですよ。持ってはるんですが、それをしたらもうかれへんでしょう、油圧のシリンダーだけの仕事やったら。だから、これ全部やるんです。私らはそういうふうにしかな今の質問と回答を聞かせていただいて、引き出し得る答えはそこしかないと思っています。違うというんやったら、答えてください。

2番目の何ぼ聞いても、「著しい支障が生じる」、これもね、これは総務委員会でいただいた資料です。随意契約理由と書いてあるんですね。随意契約にしなければならない理由として忠岡町が挙げているんです。私らが別に言うたんと違うんですよ。だから、それが本当に正しいのかどうか、今検証させてもらっているんですけど、この1番目の「著しい支障」というのが具体的に何なのかというのは全くお答えになっていないのですね。本当にそんなことがあるのかどうか。ないのであれば、ほかの業者を入れて競合して安くするという選択肢もあったはずなんですよ。その著しい障害というのは本当にあるんかないんかというたら、今のお答えの中では、私らはあるというふうにはとても聞き取れません。つまり、聞き取れないようなものを理由にして、議会にだから随意契約をお願いしたいんですと言うてるのが今の忠岡町なんですよ。それなら、私らそんな資料をもろうて、まともにお答えもいただけなくて、「はい、さようですか」というふうなことにはなり得ないでしょう。

3点目、これは部長さんがおっしゃったように、69万円しか安くなっていないんですよ。だから、忠岡町はこの随契で低価格が期待できるんだと。これはただの期待だけに終わったわけですか。そのためにこそ、入札もしないで随契でいきます、これがその理由やったんでしょ。そんなちゃんとした理由を書きながら、実際は1億3,500万円の機械を69万だけ安くなりましたと、これでお認めくださいと言っているのが、先ほど部長さんがおっしゃった、よろしく願いますという中身になるわけですからね。これは余りにもひどいというふうに思いますよ。本当にこの環境技術研究所の出してきた見積りなるものが、入札のためのちゃんとした予定価格だというふうにお答えになったのが2日前です。本当に予定価格であれば、もっと下がって当たり前やと私らは思っています。ましてや、それを普通に入札にかけるより随契のほうがもっと安くなりますと言って説明されたんでしょ。その結果が、入札率に置きかえると99.49%、金額69万、どこが

安いんですか。私がお聞きした3点、まともにお答えいただいていると思いませんよ。まだおっしゃることがあったらお答えください。

議長（前田 弘議長）

高迫議員、今回で3回の質問になりますので、答弁をもって質疑を終結したいと思います。前田部長、どうぞ。

住民部（前田 忠嘉部長）

何回も申しわけございません。まず、低価格ということにつきましては、当然我々は本来の入札業務に持っていく場合、設計等から始まり、日にち的にも現時点で我々が予定している期間よりかなりかかるという意味もございまして、いわゆる設計に伴う費用が第1点です。それと、当然入札になれば、今我々が年度内といいますか、平成28年の3月をもって工事をしたいと、終わらせたいと考えている中、28年度からは新たな機械で作業していただくという分についても、日程的にも我々の試算の中では、そこから半年ぐらい、恐らく9月、10月の秋になって初めて入札という形でいけば、作業は入札してくれる業者があるのということを前提に考えた結果、そういう意味での低価格という意味もございまして、その点についてはよろしく願いいたします。

それと、一番当初にそちらのほうから指摘を受けました修理等につきましては、当然我々といたしましては、修理という形で機械が動くということは十分わかっております。現状、電気系統については制御やなしに直結した形でコンベヤー、破碎機を動かしております。ですが、部分的な修理をすれば、当然我々が提案している金額の2分の1以下には落ちると思いますが、やはりお願いしているように、我々の使命といたしましては、今後も安定した作業ということでのごみ処理をしたい。また、安心ということでのダイオキシンとか公害関係の出ないように、当然のことながら破碎の能力を今以上に持って、飛灰の中に例えばダイオキシンが出ないような状態にまで細かくするような機械というのは当然のことやというふう考えた結果の、まだまだこれから使っていく施設やということで、部分的な修理ではなく全体の更新ということでよろしく願いいたします。

それとあと、予定価格とほぼ一緒やないかというふうにご指摘いただいております。その部分につきましては、当初上がってきた見積もりが1億四千何がしかの金額で我々は当初作業いたしましたので、それについて何回かお願いしていると思うんですけど、機械のいわゆる工事全体の費用として1億4,000万が我々は当初適正かどうかという判断ができないということがありましたので、また新たに4社の見積もりを出していただいたの入札にはなりましたが、4社からの見積もりを出していただき、環境技術研究所が最終的に審査を行った結果、機械の部分については93%に見直しました、修正いたしました。それとあと、人件費については当然今高騰している中で、その部分についてはおかしいということで、最終的な審査後の見積もりということで1億3,569万462円が今回の工事の適正価格ということで審査結果をいただきました。それをもって1億四千何ぼは

協議の場から離れまして、この審査されたほうから出してきた額1億3,500万、それでJVと協議した結果、今回1億3,500万円ということで、議員おっしゃるようなにほぼ同じやということは我々の力不足かというふうには感じておりますが、当初出てきた見積もりについても適正やったと。その中で93%、査定して下げていただいた結果を我々は今回上程させていただいたということでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（前田 弘議長）

高迫議員、ちょっと申し上げますが、質疑回数が会議規則の規定回数を超えておりますので、発言を控えていただきたい。

11番（高迫千代司議員）

議長、ちょっと聞いてや。1回目、2回目はまともに答えなかった。まともに答えなくて3回目で数字を出してきた。こんな汚い答え方ありませんよ。だから、その数字の出てきた分について、ちょっと言っておきたいと思います。

1番目のね、修理にしたら2分の1以下に落ちるといふんでしょ。2分の1以下というのは、電気系統と、それから裁断機、これをまるっきり更新する、さらにする費用の話をしているんですね。私の言うているのは修理ですよ。修理で油圧のシリンダーをかえたら何百万の世界ですよ。そんなことと同じように扱わないでください。そんな修理の金額を1回目、2回目は答えなくて、反論できないと思われる3回目に言うというふうな、こんな汚い答弁のやり方ありません。ましてやそれは既に論破された問題です。まともに答えてほしいというふうにあります。

3番目の随意契約で設計費用が要る。これは出てきました、今やっとな。設計費用を私は出してもええと思っているんですよ。設計費用を出しても、それ以上に入札で九十二、三%にほんまに下がったら、その費用は浮いてきますよ。忠岡町のお金を使う姿勢というのは、もっと忠岡町のお金を効率的に使える、業者のもうけに使うということではないやり方ができるということがはっきりしてるんですよ。だから、そんな変な答え方はしないでください。効率的に使うという点で、今回のやり方は私は間違っていると思いますよ。ましてや、議会に説明した随意契約にしなければならん理由、これのほとんどが間違いですやん。だから、ちゃんとした正しい説明をして、議会にその判断を仰ぐというのは、これからちゃんと気をつけてください。今、うなずいておられますから、よろしくお願ひしたいと思います。これからもこんなことはちゃんとしてほしいし、ましてや今回のこのやり方は、こんなんでは認められへんというふうにあります。

議長、以上です。

議長（前田 弘議長）

他にございませんか。

1番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

ほぼ高迫議員がしゃべっておりますけれども、私は以前の長期包括を結ぶときから、元議員の砂原議員と会派を組んでいるときから、長期包括そのもの自体から反対の立場を終始一貫してとってきました。今回、ちょっと今質問させていただきたいのは、最後の部長さんの答弁にございましたように、全協の時点で私が質問したように、環境技術研究所そのものが本当に技術提携で、先ほど2分の1というお話も出ましたが、例えば本当に2分の1の設計など、例えばですよ、できますか、環境技術研究所自体が、全協のときにも言いましたように、長期包括のときにもコンサルタントは当然のごとく環境技術研究所です。それも全て業者主導だったと思いますけれども。

それと今回、4社出ていましたコンサルタント会社ですけれども、この人らも技術のことは全て網羅していますか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

私が先ほど2分の1と言いましたのは、当初我々は全部更新が今回1億4,584万云々という金額を上げました。それと、先ほど2分の1と言いましたのは、先ほど高迫議員さんのおっしゃられたとおり、修理ということではなしに、裁断機と電気系統を取りかえる、それプラスあと修理をするということでの2分の1ということで私はお答えさせていただきました。

それとあと、業者につきましては、当然我々技術的にできないということでの今回の見積もり査定をいたしましたので、これにつきましてはうちの業者登録されている中の部分でのコンサル業務のこの分に精通しているという業者の中から見積もり、基本的な金額が当然少なかったということもあり、現状、入札ではなしに見積もりを出していただき、その中で一番安価であった環境技術研究所が今回査定のほうを行ったということでございますので、その点につきましては当然我々はこの機械、この工事について、その辺は見きわめることができるという業者からの見積もりをいただき、その中で安価の環境技術研究所が担当したということで私は考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

その言うようにね、技術的指導と、それと全協のときにも申しましたように、並びで行けば、順番から行けばですよ、予算があり、コンサル決定してという順序の間違いで、こういう結果でいつももめているわけです。だから、長期包括のときにもそういうことが起こったんじゃないかなという不安があるわけですね。ということは、当時の部長さんも我々をだましていたんかなと、後づけの環境技術のコンサルの答えを我々の前で盾にしたんじゃないかということも全協でも申させていただきました。

それと、この4社の選定、一般質問でも言わせていただきましたけれども、業者選定の問題等々いろいろややこしい点が多いから、考え直してはどうかと公室長さんにも言わせていただきました。これ1個間違うたら、これ見積もりで上げてですよ、業者主導でやっているんですけども、この今の状態で議会を通るとかなってきたら、公室長、これ官製談合とか、そういうふうな問題は出てきませんか。一種の官製談合ではないですか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

いいえ、そのようには思っておりませんが。

1 番（杉原 健士議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

杉原議員。

1 番（杉原 健士議員）

そういうことで、私は以前の長期包括からこのクリーンセンターの問題につきましては、もう少し職員の皆さんも住民目線でしっかりと精査していただきまして、議会のほうに上程していただきたいと思います。我々は住民の負託を得て、住民の代弁者として、この1億3,500万円、人口按分するとかなりの多額な金額でございます。既にこの議会が始まります前から、いろいろ住民さんのほうから電話もかかってくるながら、いろんなことを説明しているわけなんですけれども、私も答弁に困っております。

以上です。

議長（前田 弘議長）

他に、ございませんか。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

1億3,500万円の高額の工事を、契約が入札ではなく随意契約で締結するというところで出てきておる案件であります。随意契約にする要件に当てはまっているのかどうかというところを、議会できちんとチェックしなければいけないということですが、委員会付託もされないで本会議で3回までやということ、何がチェックできるんかという思いをしながら、私はちょっと聞いております。

高迫議員が質問いたしました随意契約ですね、忠岡町、市町村は工事の随意契約できるのは130万円まで。これはその100倍の1億3,500万円、これを随意契約でするんですから、きちんと審査をしないとイケないというのは当然のことです。ですが、契約の性質、目的が競争入札に適さない契約をするときということ、理由に挙げられてますが、それについてもきちんとしたお答えが出てきていませんでした。繰り返しになりますので、言いませんけれども、他社にすると著しい何か不都合が出てくる。何やと聞いても出てこない。具体的にはないということ、これはきちんとした説明になっていないというふうに、ちょっと指摘をさせていただきたいと思っております。

修理で対応すべきという立場ではありますけれども、今回出てきている議案は全部更新、全部新しいのにかえるということ、それについて質問いたします。その中で、先ほど高迫議員が質問したことの一言添えますと、今でも切断機の油圧シリンダーを修理すれば何百万か、まあまあかかったとしても1,000万ぐらいまで済むかもしれません。そういうことなんですが、そうすれば今、藤原環境に随意契約で委託している前処理、破碎する処理というものが要らなくなっていくということもあると。そういう方法もあると。いろんな方法でやっぱり考えていただいたんかといったら、そうではないなということ、それは指摘をさせていただきます。

本題に入ります。今回、全部更新には反対であります、その全部更新の予定価格の決め方が問題であるというところをちょっと指摘して質問いたします。先ほど高迫議員が質問で、予定価格は環境技術研究所が修理を請け負う随意契約の相手方が出してきた見積書、全部更新の見積書を査定した結果をもって予定価格とするという大変おかしなやり方で予定価格の決め方をしている、ここをちょっとお聞きしたいと思っております。

予定価格の決め方としては、予定価格はやはり本来は忠岡町が仕様書をつくって発注をして、そして設計をして、そしてそれについて積算をして予定価格を出すというのが、これは入札をする場合であっても、随意契約であっても、これをしないといけないわけですね。それは、忠岡町は国の法令のとおり忠岡町契約規則というものをつくっております。契約規則の第3節の随意契約のところですね。その第36条、予定価格の決定。随



意契約によろうとするときは、あらかじめ第15条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。で、見積書の徴取ということで第37条、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示し、なるべく2人以上の者から見積書をもらわんといかんということであります。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでないというのがついてありますけれども、2者から見積もりを取った上でしないといけない。

そして、「あらかじめ第15条の規定に準じ」と書いていますので、15条に戻りますと、15条というのは予定価格調書の策定というところに行き着きます。第15条、一般競争入札に付そうとするときはという一般競争入札のときの話であります。随意契約のときも一般競争入札に準じてしないといけないということで、忠岡町は自分で言うているわけですし、これは国が法令で定めておりますので、その一般競争入札に付する事項の価格、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、仕様書と設計書等によって予定しないといけないんです。で、予定価格調書を作成して、封書にて開札場所に置かなければいけないということでありますので、開札はしません、入札しませんから、今回忠岡町は。ということで、2者から取らないといけないということもしていないし、そして今回、予定価格を決めるのに仕様書も設計書もないんです。請負業者の、工事をしますよと言っているところが出した見積書が仕様書にかわるみたいな、仕様書というのは発注する側が出すものなのに、受注する側が出した仕様書のようなもので今回は予定価格をつくったということになっています。それをもとに環境技術研究所が、これは高いな、これは安いな、これはいろいろというふうにして、だからそこから大きく外れないんですね。ですから、発注側の忠岡町がつくった仕様書がない、設計書がない。それによって予定された予定価格調書をつくらないといけないということであります。これは本当に手順を踏んでないというふうに思います。

それで、問題となるのは、ここに書いている予定価格調書を作成しないといけない。ペーパー1枚物です。その予定価格調書というものをおとといの全員協議会でお聞きしましたら、つくっていないということがわかりました。ですから、仕様書がない、設計書もない、予定価格調書もつくっていない。予定価格だけは何とか環境技術研究所につくってもらったということであります。これについて、これは忠岡町の町の契約規則、町の契約規則は法令に基づいてつくられています。これは契約規則に反することをしているのではないかと私は思いますけれども、担当部長さん、これは予定価格調書の作成、第15条に対して予定価格調書をつくってないということでもありますから、これについては規約違反に当たるのではないかとと思いますが、どうお考えでしょうか。

議長（前田 弘議長）

前田住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

申しわけございません。当然、忠岡町には契約規則というのがございます。議員さんおっしゃるとおり。その中の15条にそういう調書をつくり、封をして机の上に置きなさいというふうな部分がございます。それをもって当然随契のときにおいても同じ作業をしなくてはならないということでの調書の作成を契約規則上はうたっております。当然私もその辺については条例の中にありますので確認はいたしておりますが、今回につきましては、大変申しわけございませんが、現状は作成しておりません。この間の報告のとおりでございます。

5番（是枝 綾子議員）

それはどうなのかと。私が質問したことを繰り返しているだけなので、それについて違反じゃないですか、反していませんかと聞いたんで。

住民部（前田 忠嘉部長）

違反とまでは考えておりませんので、よろしく申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

忠岡町が契約規則というもので載せているのに、これのとおりしていないのに、つくれと言うてるのにつくっていない、そういうペーパー1枚物なのに。これをつくっていない。これは反しているとか言いようがないというふうに、これは誰が見ても反してるんじゃないかと思われるんじゃないでしょうか。

その点についてもう一遍聞くと、すぐ3回やと言われるんで、それを聞きながらもう1点ちょっと質問したいと思います。そのことももう一度、再度、じゃあ逆に守れていますかと。遵守できていますかと、守れていますかと聞きます。違反しているかと聞いたら、違反していると言わなければ、守っていますかと聞きます。

それについてのお答えをいただきながら、もう1点ちょっとお聞きします。その入札、今からしたら半年ぐらいおくれるということを高迫議員の質問で述べられましたけれども、これを事実経過の時系列でちょっと述べていきますと、壊れた、ぐあい悪いというのが、12月からちょっとぐあい悪いということで、実は1月26日の時点で長期包括を請け負っている住重環境エンジニアリング・松和メンテナンス共同企業体から修理の見積もりが上がっているんですね。5,800万円の。これは委員会で資料要求されて出されたので、秘密の資料でもなく、1月26日付です。修理、5,800万かかりますと言われてました。

それで、3月の中旬に完全にとまってしまったということで、そこからどないしようかということでされて動き出したということなんでしょうけれども、6月4日にその共同企

業体、請負の相手方から見積書が提出されました。6月4日です。その後、追い打ちをかけるように、6月15日にJVから施設全体の更新が必要なんだというお願いの文書が忠岡町に来ました。

ということで、その見積書で、7月13日に環境技術研究所で査定が上がってきまして、上がってきましてということで、予定価格をこれにするということで、そして7月22日にもう仮契約してるんです。これは仮契約をして、まだ契約してませんので、仮契約はもう済ましてあって、議会の議決が要るから出てきているだけやというところまで来ています。なので、期間はその修理してくれと言ってから、それが1月26日ですから、今は8月12日ですね。ですから、7カ月たっているということですから、半年、6カ月これからかかりますという問題ではなく、きちんとやはり対応しておけば、こんな高額な費用にならなかったように思います。

ということで、これはなぜその間、議会でもやっぱり相談もあつたりとか議論もあつたりとかしながら、どういう方法でこの粗大ごみの施設をやっているかという、そういう議論が議会になく、もう更新しかないですよってぼんと出てくるということが、今回の混乱を招いていると思います。

忠岡町の施設は住民の財産であります。住民がどんな施設を求めてどういうことをしようかということを決めるのは住民、だから議会の議決が要るんですが、町の職員の皆さん、町長は住民から負託を受けて、委託を受けて、それを日常的に運営をしているというだけであり、住民の意向をちゃんと聞いて反映させていくという使命があります。しかし、その声を一度たりとも聞くといい場がないまま全部更新するということを決めたという過程があります。ですから、これは決め方としても、予定価格の決め方もおかしいですけども、その全部更新をするという決め方も手順を踏んでいないというふうに思います。

ということで、2つ聞きますが、予定価格調書をつくっていない、仕様書、設計書もつくってありませんし、予定価格調書もつくっていない。忠岡町契約規則第15条を守っていますかという点をお聞きしたいのと、そしてその全部更新をするという決め方も、住民の意向はどのように反映されたのでしょうかという点ですね。修理でもええんと違うかというお声も多分あると思います。その辺の審査の過程に住民の意見は反映されたんでしょうか。その2点、お聞きしたいと思います。

議長（前田 弘議長）

住民部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

まず、調書につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、つくっていません。大変申しわけございません。

それとあと、修理や更新かという分について、住民の意見という分については、当然日

程的なもの、またこの作業につきましては我々、そんなに右から左にずっと結論が出せるような状況でもございませんでした。ですから、去年の年末からかかって、何をしていたんやという日程的なご指摘についてはお叱りを受けるのは当然かと思われませんが、我々も予算のない中で、費用的にも安値で上げたいというふうな中でいろいろ案、それと何回もお願いしているように、今あるごみ、それと今後出てくるごみということで、まず機械もしくは当センターの施設という前に、やはり日々出てくるごみの処理について当然検討しなくてはならないと。あの狭い、いわゆる狭隘なクリーンセンターの中にごみが山積みされるとか、そういうふうなものも当然考えつつ、その中で当然JVとも協議し、我々担当課は町長とも協議し、その中で今回の計画に至りましたということですので、その日にちがかかるというのについては、担当課の力不足もございですが、その辺一からということでの組み立てがあったということで、日程的には遅くなりましたと。ですから、その辺についてちょっと日にちがかかったのについては担当部として、もうちょっとしつかり早くご議決いただければというふうには今の時点では思っておりますので、よろしくお願いたします。

5番（是枝 綾子議員）

すみません。議長。

議長（前田 弘議長）

はい。是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

「守れていますか」と言ったら、「つくってません」ということで、これ、答弁ですかね。いや、守れているかどうか聞いてるので。

議長（前田 弘議長）

再度質問してください。

5番（是枝 綾子議員）

それを1回にカウントされたら困ります。もう1回私、質問したいんですけど、2回目の質問について、守れているかどうか、これをちょっと、住民の声をどこに反映されたかというたら、「町長と相談した」としか言うてないんやから、もう一遍答弁し直してください。守れているかどうか、住民の声が反映されているかどうかの答弁。

議長（前田 弘議長）

2回目の質疑に対する答弁、住民部長どうぞ。

住民部（前田 忠嘉部長）

ですから、調書については作成しておりませんということで、ですから守れてないということ。つくってはないんで。そういう意味で私、作成してないという意味で言いましたので、お願いたします。

それと、住民の意見を反映してないというふうな部分につきましては、我々が当然協議

した結果を住民にお知らせすることなくという意味でありまして、何も住民を無視しているという意味ではございません。当然多額の費用がかかると。人口割にしたら1人7,500円から8,000円程度の負担になるという分とかについては把握した中で、まず町のほうでどんな方針をとるんやということで、緊急性は緊急性で、ごみを焼くという部分はこっち側に置いてでも、全部更新か修理か、また部分的な更新かというふうな協議を重ねたということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

仕様書、設計書もないし予定価格調書もないということで、守れていないということであります。そういう答弁であります。ということで、そういう状況での出された予定価格が本当に予定価格と言えるのかということは、最後まで疑問が残るわけであります。

そして、2社から取らないといけないということも聞こうと思ったんですけども、それは取っていないということでありますから、事実であります。2社から取っていないということでもありますね。

それとあと、住民の声をどこで反映するかといったら、結論が出てから議会でというふうなことで、住民の声というか、もう結論が出てから来てるから、それで聞かずに、修理というのは聞かずにもうされたということでありますから、十分に反映されているとはちょっと言いがたいなというふうなことはちょっと申し上げておきます。

最後ですけど、この見積もり、環境技術研究所に出してもらった予定価格ですね。これが唯一、これがなかったら忠岡町、請負契約、随意契約を出せないです、実は。予定価格がなかったら違反なんです。予算決算会計令の違反なんです。だから、それを無理やり予定価格としたので、法令違反を犯して契約したら後でえらいことになります。だから、これだけは何かつくったということだというのは、ちょっと明らかにしておきたいと思いません。

予定価格を環境技術研究所に調べてもらうということですが、環境技術研究所は何をもって調べたんだろうかということで、それは見積もり、JVですね、共同企業体が出してきた見積書とか資料がほかにもあるかもしれないんですが、それでやったから、どんなものをつくってほしいとか、こういう性能にしてほしいとか、10年間つぶれんようにしてくれとか、修理代出せへんでとか、そんなものつくってくれというふうな、どんな性能のものとかどんな仕様のもをというものが、忠岡町の意味が全く働いていないようなふうに見受けられるんです。仕様書ありませんし、話でね、やりとりでしたのかもしれませんが、それは何ら証拠には残っていないと。きちんとした文書としては残っていな

いので、仕様書はないと。あるとすれば、環境技術研究所に見積もり審査をするときに、こんなふうに見積もってねというふうな仕様書があるんですが、それは一切中身に関してはないんです。

唯一あるとしたら業務内容、1、更新工事見積審査業務というところで、「忠岡町粗大ごみ破碎施設更新工事等に伴う工事等の見積書を審査、検討すること。1、工事見積書の審査、プラントメーカーの作成した工事見積書等の審査検討を行い、不都合な箇所等があればそれを明確にすること。2、報告、説明の実施、審査検討の後、速やかに報告し、説明を行うこと」、これだけなんです。これだけで検討してねということで出たから、あの程度の金額のものなのかなということ、やはり忠岡町が発注するんですから、発注する側の意向というものが全く見えないような今回の1億3,500万円、これに請け負う側が出してきた中身の、こんなものをつくりたい、こんなものをやりたいといった中身で言ってきたもので審査をして、ですから、それはそれでその部品、これでええんやろか、こんな材質でいいんやろかというふうな、一切されてないんです。ですね。どういう材質でとかはね。何年耐用するかというのが、ちょっとこの仕様書だけを見ますとね。

ですから、仕様書がないということは、忠岡町のこの工事発注における意思というものが、どういうものを発注するかというのが非常にないと。で、請負相手方の意向どおりの工事になっていると言われても仕方ないんじゃないでしょうか。その点について工事の予定価格の仕様書がないということが、今回の予定価格を高くしていると、受注側の意向が大きく働いていると、忠岡町側の意向は余り働いていないというふうに指摘せざるを得ませんけれども、その忠岡町の意向というのはどのように、発注する中身、性能とかいろいろ、そういうふうな意向はどのように働いているのでしょうか。性能発注というんですか。どういう性能を保証するとか、どういう仕様のものにするというふうなのはどこで保証されているとか、担保できますでしょうか。

議長（前田 弘議長）

前田部長の答弁をもって是枝議員の質疑を終結いたします。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

答弁、どうぞ。

住民部（前田 忠嘉部長）

今回4社、見積もり出していただきまして、環境技術研究所がその作業に当たっていただくということでの分については、そのとおりでございます。それと、コンサルというのは受注者側につくとか我々につくとかということやなしに、当然中立の第三者的な立場の中での見積もり、今回は見積もりを出していただいた分を査定していただいているというふうに自分は思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（前田 弘議長）

はい。

5番（是枝 綾子議員）

町の意向がどういうふうに、仕様書がないのに働いているんですかというふうに聞いているんですけど。お答えが違うんですけど。

住民部（前田 忠嘉部長）

ですから、その機械を公平に見ていただいて審査をお願いしたということでもあります。

5番（是枝 綾子議員）

公平にとは。

住民部（前田 忠嘉部長）

中立の立場でという意味でございます。

5番（是枝 綾子議員）

中立のですか。忠岡町の意思が全くどこに入っているんですか。

議長（前田 弘議長）

他に、質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

議長、すみません。今の答えね、中立につて、忠岡町は中立じゃだめでしょう。発注側やから発注側の意向を働かさないといけないのに、今、中立の立場で見てくれということで、それで中立と言っていますけど、忠岡町の意向はどこで働くんですかというか、中立という言葉しかないんです。だからその辺について私、お聞きしているんですけど。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

私が中立と言いましたのは、コンサルの業務は中立の立場で査定をしていただいていると。その結果を我々はいただいて、当然今回、我々は受託業者は住重ということで、今上程させていただいておりますので、そこと協議するという意味でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

ちょっと言わしてください。

議長（前田 弘議長）

いや、是枝議員の質疑を終結します。

5番（是枝 綾子議員）

議長、すみません。これ、全然聞いたことにきちんと答えていただけてないから、何か

私が回数を多目に言っているように議長は言いはるけど、違うんですよ。ちゃんと聞いたことにお答えいただいてないから、そこはちゃんと議長、判断していただいて、ちゃんと答えてないやないかと、ちょっと議長から言っていたかかないといけないのを、それを議長が切ってるというのは、公平な運営をやっぱりしていただきたいということで、それは指摘して、一言ちょっと。

忠岡町ね、そしたら仕様書もないから、この金額を交渉するのに交渉のしようがないんですね。決定的な。

議長（前田 弘議長）

わかりました。是枝議員、どうぞ。

5番（是枝 綾子議員）

あと私、忠岡町ね、本当に事務がきちんとされていないということが今回はっきりとしました。前から思っていましたけれども、入札のこんなことがちゃんとできてないという、これね、どこが責任を持つのかというと、担当課ということなんですが、担当課にそういう契約のいろんな指導をしたり文書ね、国から来ている文書とか、あと法令遵守しなさいよということと言う総務ですね、その役割がだめなんじゃないかなと思うんです。

私、これ南部町ですけれども、「随意契約適正執行のためのガイドライン」を町がつくっているんです。これを見て、これを各課に渡しているんです。そういう、きちんとこういうふうにしなさいよということで、国の法令だけじゃなくて、会計のそういう法令だけでなく、そういうかみ砕いて各課にわかるように、ガイドラインを町がつくっているということでもありますので、やっぱりそれは総務課のほうでもつくっていただいて、各課にそれを徹底していただくと、これを機にさせていただかないと、今まで随意契約、表に出てきていません。工事でしたら5,000万円以下のものは出てきません。けど、ちゃんとやられてたんやろかというふうに疑問に思ってきます。ですので、これはきちんと契約の担当課のほうで各課に徹底するように、随意契約の適正執行をするように、法令を遵守するようにということをきちんと徹底していただきたいと思います。表にたまたま出てきたからこれがわかったんで、一応それは指摘をさせていただいておきます。

議長（前田 弘議長）

はい、

それでは、三宅議員、どうぞ。

7番（三宅 良矢議員）

5点ほどお聞きしたいことがあります。

1つ目なんですけど、僕、この4月に当選させていただいてから、まだ期間なく、そして実際問題、こういったことに関する知識がなかったので、本当に一言で言ったら聞いて歩くということしかできななかったので、それで担当部局もそうですけど、ほかの議員仲間のつてを使って大きな市や、あと大きな市を一たんやめはって再雇用された、再任用され



ているところの本当に技術さんに、こういったことはどうなんかということのをいろいろと聞いて回ったんです。

この工事を含めてなんですけど、やはり公正な第三者、いわば研究所さんもどっちかと言うと民間やと。客観的には第三者になり得るのかということから多分こういう疑義が議員からも出ると思いますし、住民さんからも出ると思うんです。実際問題、こういった小さい町でしたらそういう技術屋さんを雇うのはやっぱりかなり厳しいし、なかなかコンサルタントの言いなりにならざるを得ないところがある。これは小さい町の泣きどころやとは言ってくれました。そういったこともあるんやというのは、私のほうもそれとなく理解はしています。

ただ、そのときにちょっと話に出たことなんですけど、もしこういうような、例えば今回やったら破碎機がつぶれて、シリンダーがバーンと、油圧器が噴いたとかいうことになれば、それが全交換がいいのか部品交換でいいのか、部分交換がいいのか。細かい金額の計算になると、それこそそのときの鉄鋼の費用、鉄鋼の金額とかそういう細かいところまで言われてくることになるんで、そこまでは出せないけど、大体こういうような大まかな総論的な回答やったら、それは見たらできますよというような話になったんです。

向こうからそんな、こっちが壊れてるから見ましようかみたいな、しゃしゃり出ることにはできないですけど、町としてこういうふうに私たちに、もしそういうルートを使ってちゃんと依頼してくれたら、それはそういった状況をチェックなり、簡単でもいいから見たりもできますよという、いわば小さい町ながらの協力を大きな市に求めていくというやり方をこういうのに組み込まないと、今後またこういうような工事で、現場のほうがこういう金額がわからない、やり方がわからないとなったときにまた同じ話になると思うんで、そういった形で公正な第三者と言うたらいいんでしょうか、ほかの大きな市とかに依頼して、そういう公正な意見というものを求めていくということに関してどのように考えていただけるかということが、まず1点目。

2点目です。この議会でこの当初の計画、来年の3月末で工期終了ということをお聞きしたんですが、1カ月事実上ずれ込んでいますと思います。もしきょう可決された場合、完成の工期の変更等はないでしょうか。それが2点目です。

3点目が価格の、工期がずれ込むなど、天変地異とかを理由にしたことは別です。ただ一般的に通常どおり工事が行われて、4月移行ずれ込んだという場合、価格の予算の変更という、見積もりの変更というようなことはないのか。

また、もしその確認が取れているのであれば、その相手はどなたか。これ4点目です。

あと5点目、最後です。今後、先ほどの答弁、住民部長さんのほうのお話にもありました、4月に向けて工事を進めるのであれば、粗大ごみがたまっていくという話がありました。確かに年末にかけて皆さんやっぱりきれいにしはるんで、そういったものがたまるのは仕方ないと思うんですけど、ただ、ここは本当に小さい町の、本当に4月、5月に要は

「あれがつぶれてます。しばらく皆さん、粗大ごみを出すのはちょっとご遠慮いただけないでしょうか」というような、シルバーさんを含めた、あと住民の皆様方を含めたそういう呼びかけや啓発、「できたら来年の4月、5月以降にもしよかったら出してください」というようなお願いや、そういう住民さんへの投げかけというのをされたほうが現場として、ただただごみが積み上がっていく、景観の悪いような状況を残すというよりは、こういった話をすれば、住民の皆さんのごみ意識が成熟されているという回答を昔もらいましたので、できるとは思いますが、その点、5点ほどご回答をよろしくお願いいたします。

多分、1点目は公室長さんのほうになるんですかね。契約じゃないですけど、この回答について。今後、要は現場でわからへんような工事とかになってきた場合の、要はコンサルタントを含めた、コンサルタントの話になるんで、工事だけじゃないと思うんですけど、今回の。2点目以降は住民部長さんをお願いします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（前田 弘議長）

どうぞ。

町長公室（原田 毅公室長）

1件目、ちょっと議長と相談してまして、全く聞いてなかったです。すみません。

7番（三宅 良矢議員）

じゃあ、部長さんで結構です。代理ということで。

議長（前田 弘議長）

部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

今、議員さんがおっしゃるように、いわゆるコンサルの力が大事であって、いわゆる第三者の意見が反映されへん、また住民の意見も反映されへんというふうなご指摘の中で、今後、町としてもこの工事が最後ではございません。今後も大きな工事とか、また住民に影響のあるような工事、もしくはいろんなことが出てくると思います。そのときには当然、今回の分も含めて、まず担当課と協議して、よい方向に持っていきたいというふうに検討してまいりたいと思います。

それと、自分のほうの分についての工期につきましては、当初お渡ししている中では6月議会で補正が予算化されというふうな形で、3月の末には工期は終わるということで、こういうふうな以前表もお示しさせていただいたというふうに自分は解釈しております。本日、もう8月の半ばというところには来ておりますが、今までの間でも、3月の工期には間に合わせてくれということで業者とは常々協議しております。ただ、契約が今の時点でなされておられませんので、それ以上の回答はいただけていないです。努力する、守るという回答まではいただけておりますので、そこについてはよろしくお願いいたします。

それと、万が一工期が延びたら、これ以上の費用の負担になるんかというふうなご質問については、まだ本契約までいっておりませんので、その時点でこういうことにならないように契約のほうも巻いていきたいと。

それと、議員さんのほうの心配していただいている粗大ごみにつきましては、なかなか日々出る量等についても、我々は過去の実績に基づいて1カ月何トン程度出るとかというふうなんで、先ほど議員さんのほうから住民さんへの協力を求めたらどうやということも当然、今後、1月以降は今いわゆる破碎機のかわりになっている作業というのはとめて、工事一本に絞りますので、また山積みにならないように、また当然その辺については担当課に指示し住民さんに協力をお願いするとかいう形での対策というか方策は今後考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

1点目の回答なんですけど、「よい方向」とは抽象的過ぎて、よくわかりませんが、どういうぐあいに解釈したら良いのですか。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

今、こういうときには町のほうが主導で、議会にかけらなあかんことについてはかけていっているというのが現状ですので、コンサルの意見が今回でも、この金額が適正やということで我々ははじき出しております。ただ、先ほど議員さんのほうからおっしゃられたように、いろんな学識経験者等々を含めた中での検討やないということも我々わかっておりますので、今後そういうふうな方向に持っていったらという意味で検討していきたいということで回答したつもりでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。学識経験者でしたら公立高校の、大学の先生とかやったらある意味公務員なんで、そういうつながりだったら、要は見合ったものではない。私立やったらなかなかその辺わからないところがあるんですけど、そういった形で、今回のこの部分を反省として、次からはできるだけ皆さんにわかりやすいように、公明正大さをできるだ

けもっと表に出せるように努めていってください。

以上です。

議長（前田 弘議長）

答弁は、よろしいですか。三宅議員、よろしいですか。

7番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今回、請負契約の締結についての議案であります。先ほど是枝議員からも質問がありました。今、切断機がとまっているので、前処理を藤原環境さんにしてもらっている。ということで、これは6月の定例議会に出された補正予算の中で、金額は1,036万8,000円という金額が出ています。この金額というのは何カ月分なのか、また、この前にも出されていたのか。ちょっとそこら辺が私も資料を持っていないのでわかりませんので、それが1点と。

そして、先ほど高迫議員からも油圧シリンダーですね、油圧シリンダーは私も現地に行ってみましたが、オイルが噴き出ているということで、応急処置をされていました。しかし、この油圧シリンダー、これを修理すれば何百万の世界だということで、それをご指摘させていただいています。前回、約6,000万ほどの修理見積もりが出ましたが、それも私たちは高いと思っているんですけどもね。そこで、この油圧シリンダーだけを修理すれば何百万の世界だということをご指摘させていただいているんですが、そうすることによって藤原環境さんに払っている前処理のお金ですね。これも要らなくなると。こっちのシリンダーをかえたほうが安くなると、そういうふうに私たちは思っているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

先ほどの分につきまして、まず1,036万8,000円の予算は何かということにつきましては、6カ月分の、集積場で作業していただく分でございます。5月から7月にかけて、同じ作業をしていただいております。5月から7月にかけての2カ月、同じ作業をしていただいているということで。

6番（河野 隆子議員）

その分も入っているのですか。

住民部（前田 忠嘉部長）

いいえ、ここには入っておりません。あくまで今回上げているのは6カ月分ということ  
でお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

5月～7月までの費用はどうなってるんですか。

住民部（前田 忠嘉部長）

当然、うちのクリーンセンター費の中から出しております。

6番（河野 隆子議員）

金額を聞いたんですけど。

住民部（前田 忠嘉部長）

同じ金額です。172万8,000円です。オペレーター、重機等を含みまして、その  
金額で1カ月の作業をお願いしているということでございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

そうしましたら、この私が持っている1,036万8,000円というのは6カ月分  
あって、今月、8月から来年の1月の予算で、その前の5月から7月までは172万8,  
000円、これ1カ月分ですね。ということで3を掛けますと大方600万弱ですから、  
1,600万ほど前処理にお金を使っていると。本当にもったいないですよ。金額、大  
きいです。なので、油圧シリンダーですね、今回更新工事をするという提案でありま  
すが、そうしましたらこの部品ですね、油圧シリンダーの部品、これだけを先に借りて現  
在の切断機に使う、そうすることによってこの前処理、藤原環境さんに払っている約1,  
600万円、これが浮いてくるんじゃないですか。そう思いませんか。それについていかが  
ですか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

確かに裁断機を動かすことによってその費用は、浮くと言うたらおかしいんですけど、  
減額はできるかと思えます。ですが、我々が今回、本会議に上程させていただいており  
ますのは、あくまであの施設自体を全部更新ということで作業をここにはお願いしなくて  
はならないと。当然、更新する中で予算を計上したということでご理解願いたいと思  
います。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

全く、先ほどから党議員団も指摘させていただいていますが、住民の税金を使ってこの1億3,500万、大変高額です。ですのに、全く修理をして安く上げると、シリンダーだけかえたらこの前処理の1,600万も浮くのに、その考えも全くないと、そういったことがわかりました。本当にひどいやり方ではないかと思うんです。

仮に今回、この1億3,500万円という更新工事ですね、これがするとなったといたしまして、例えば契約書に今後10年間、こっだけお金をかけるんだから全く修理はもう一切しない、忠岡町は一銭も出しませんよと、そういった契約に入れられますか。ぜひ入れていただきたいということで。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

今回、機械を入れるということですので、当然耐用年数等についてはしっかりとその期間については対応をお願いします。それとまた、以前の機械を現状28年、約30年使っているということもありますので、恐らくその10年間の間に、今回取りかえるべき機械が破損するとか、また動かなくなるとかということはないと思われませんが、機械でありますし、粗大ごみを入れて砕くという作業の中で、部分的に聞いているのが、やはり金属片がたまに混じっていたりとか、現状はございます。ですから、受託する側についてもその辺はかなりチェックしていただいて、当然機械を大切に使って長持ちさせるというふうな中で運転管理も我々はお願ひして、その中で協議をやっておりますので、耐用年数に対する保証についてはお願ひできるということで、今後また本契約していく時点で、当然我々はその辺も踏まえて協議をやっていくということで、よろしくお願ひいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

そうしましたら、入れるということで理解してよろしいでしょうか。最後にお願ひします。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

入れるということはなかなか言い切れません。協議を重ねていくということでご了承願います。

6番（河野 隆子議員）

はい。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

やはり、きょうずっと忠岡町の姿勢ですね、この点についていかなものかという疑問があるんですけど、協議を重ねていくと。協議でしたら入れるか入れへんか、それはわかれへんということですよ。いかに忠岡町が、住民の利益を考えて無駄遣いをしないと、そういった姿勢で企業にもしっかりとその点は言っていたきたい。契約にもぜひそれは入れていただくようにということを指摘させていただいておきます。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ちょっと確認のために質問させていただきます。先ほど河野議員が、いわゆる油圧のところのシリンダー部分、いわゆるパイプですよ。それだけを更新したら、今藤原環境に頼んでいる前処理、いわゆる月に170万ほどですよ、それを合計して1,036万8,000円ですかが浮くという話でしたが、それをかえて、機械を運転しながらその前処理の工事、きょう上程されている議案なんですけれども、この事業をやっていけますか。前田部長に。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

あくまで藤原環境がやっていくのは更新工事に伴う前処理ということで、油圧シリンダーだけかえて動くからということやなしに、我々はもうあくまで当初から更新ということでの予算編成しておりますので、油圧シリンダーだけかえて動けばということでいけば、藤原環境という作業はなくなるかもわかりませんが、そういうことでのご提案やないので、その辺どうぞよろしく願いいたします。

9番（和田 善臣議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

私が今聞いたのは、要するに人間でいうたらいわゆるこの前処理、今藤原環境がやっているようなのは、まあ人工心臓ですわ。その間で、それをやってもろてる間に更新するということですよ。新しい機械、設備は。それであればやはり1,000何ぼ浮くというのはおかしいんじゃないかと私は思います。

議長（前田 弘議長）

答弁はいいですか。

9番（和田 善臣議員）

その辺、どうぞ。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

私、こういう工程表を以前に出したかと思えます。この工程表ですね。この中で我々が言うてる据えつけ工事というのはあくまで年明けの1月以降にやります。その前には当然今設置している機械を外す、それと今回上程された分が認めていただければ、業者のほうは設計施工から入っていきますので、その間について、12月まではどうしても今あるごみの前処理をしていただき、今行っているように、どないかの形でピットのほうに落としして、粗大ごみを焼却して運営するという形でなっておりますので、その辺どうぞよろしくお願いいたします。

議長（前田 弘議長）

和田議員。

9番（和田 善臣議員）

ですから聞きたいのは、いわゆるシリンダーをかえて、それで1,000何ぼ浮くかということを知っているんです。それだけ言うてください。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

自分は浮かないと考えております。

議長（前田 弘議長）



よろしいですか。

議長（前田 弘議長）

他に、ご質疑ありませんか。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（前田 弘議長）

討論ありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

議案第39号、粗大ごみ破碎施設更新工事請負契約締結についての、反対の討論を行います。

さきに党議員団がこの案件につきまして、粗大ごみ施設の更新工事を町の提案どおりに進めることの問題点を質疑の中で、あらゆることを質問もし、指摘をして、本当にこれが一番よい手法なのか、お金の使い方なのか、おっちは住民の利益になるのかということについて、ちゃんとした当局の答弁もなく、根拠は全くないということがわかりました。理解できません。

とまっている切断機を修理すればよいものを、今動いている破碎機、コンベヤー、電気系統一式全て取りかえる、こんな無駄なお金の使い方については、7月7日に開かれました本会議で出された1億4,584万8,000円の補正予算にも、私たち党議員団や他

党の議員さんも含めて、5人が反対をいたしました。採決では反対が5人、賛成が6人とぎりぎりを通った補正予算だったということは、記憶に新しいところです。もう議会で通ったのだから、全て取り替え、更新工事でいくという町の姿勢は、無駄遣いといしか言いようがありません。

なぜ修理で安く上げるという検討もされなかったのか。粗大ごみ破碎施設の動いている部分も全て一式取りかえる理由については、全く納得する答弁は今日もありませんでした。本議案の請負契約について、町の説明では停止期間の最短化、低価格が期待できるから住重環境・松和共同企業体1社と随意契約としたということであります。

しかし、動かしたいというんでしたら、今とまっている切断機だけ修理すればいいんじゃないでしょうか。先ほども申しましたように、油圧シリンダーも安く上がると思います。それも全然検討していない。随意契約で低価格も期待できると言われていますが、環境技術研究所がつくった予定価格、つまり最高限度額の99.49%、1億3,500万円の契約金額が本当に安価と言えるのでしょうか。大変不透明な部分が多々ございます。

随意契約の予定価格は、環境技術研究所が査定した金額が予定価格の決め方ということでしたが、本来は是枝議員の指摘もありましたように、忠岡町が仕様書をつくって発注、設計、そういう順序、これをしないといけないのに、それもとっていない。たとえ随意契約でも予定価格調書をつくらないといけないのに、つくっていない。法令を遵守していない。条例の契約、規約に違反があるとと言われても仕方ないんじゃないでしょうか。

積算根拠となる仕様書も住重環境・松和メンテナンス共同企業体がつくっている。これでは公正、公平性が全く欠けていると言わざるを得ません。1億3,500万円もの大金を使ってする工事を、入札もしないで、高い値段で随意契約とする理由は全く根拠のないものであります。

昨年12月から不具合があったのに、今の時点で早く修理をしないといけない。動いている機械もいつ故障するかわからないから全部やりかえたいなどという理由は認めることはできません。施設の管理も怠り、広域化も目指しているのに、修理ではなく、今後20年も30年も使える機械を入れる、全部更新する、そして企業言いなりの忠岡町の契約、規約も守れていない随意契約であるということ。

忠岡町は現在、財政健全化を進めていて、住民サービスも削ってきています。府下でも高い国保料の引き下げや住民要求の多い温水プールの再開も、先日、6月議会で是枝議員の質問にも財政健全化の最中だからといって、それを理由に、しないではないですか。このようなお金の使い方、無駄遣いをして住民の理解は到底得られません。住民の利益を考慮せず企業の利益を考えている、その町の姿勢は許しがたいものであります。住民の立場に立って進めるという観点が全く欠けているということから、この原案には賛同することはできません。

以上の理由を述べて反対討論といたします。

議長（前田 弘議長）

次に、原案に賛成の討論を求めます。

（な し）

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第39号 請負契約締結について（粗大ごみ破碎施設更新工事）を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第39号 請負契約締結について（粗大ごみ破碎施設更新工事）について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（前田 弘議長）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

議長（前田 弘議長）

日程第5 議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第2号））」を、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（前田 弘議長）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成27年度忠岡町一般会計補正予算でありまして、7月22日付をもって処分した次第であります。

今回の補正予算は第2号で、補正予算額は1,000万円、これを補正することにより、予算総額は67億4,539万4,000円となります。

歳入につきましては、第17款 繰入金におきまして、財政調整基金繰入金1,000万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で税収入払戻金1,000万円を計上するものがあります。

どうぞ、よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

議長（前田 弘議長）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。質疑ありませんか。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

本件につきましては、忠岡町の企業状況その他、総務委員会でもお聞かせをいただきました。担当部長さんから、税収はこの先も余り確かではない、減っていくというお話も聞かしていただきました。そういう点では私たちは、やっぱり忠岡の少ない財政の中でも無理をしない、無駄をしない、この和田町長さんの方針を実際の場合で実践していただく、そのことがこうした税収が減ってきた場合にも適切な方法だろうというふうに思っております。

先ほど、この前の件で案件が賛成多数で可決されました。そこで担当部長さんにお聞きしたいんですが、この1,000万ほどの税収を確保する方法として、先ほど決まりました粗大ごみ施設の更新工事、この工事をする際、その工事の更新には当然油圧のシリンダー、これがJVによって確保されて、新しい機械として据えつけられます。その据えつけられる機械を先に一時借りまして、現在の切断機に設置をする。つくることができるんですから修理も簡単にできる業者です。そうすると、その新しいシリンダーによって、今から新しい機械を据えつけるまでの間稼働することができますから、先ほど来お話に出ております藤原環境さんに委託して払っているお金は必要なくなります。1,000万近くのお金が浮いてくる、現実にやれる対応ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

切断機につきましては、油圧部分の不備により現状とまっております。ただし、これもまた業者のほうからいただいている、診断書になるような部分にはございますが、切断機については修理は不可能やということで、我々は検討し、それに伴って今回の予算化をしたということもありますので、それにつきましてはどうぞよろしくその辺ご理解のほどお願いいたしたいと思っております。

11番（高迫千代司議員）

今の部長さんは、いつもそうお答えになるんです。不可能である。根拠は何か。住重環境エンジニアリングと松和メンテナンスの共同企業体が言っている。そうですね。忠岡町が不可能であるということを確認されましたか。いかがですか。

住民部（前田 忠嘉部長）

議長。

議長（前田 弘議長）

前田部長。

住民部（前田 忠嘉部長）

残念ながら私にはそのような能力はございませんということ、常々委員会から言うております。ですから、我々は信頼して今運転管理をお願いしているところと協議した結果をもって、今回の全部更新ということになりましたので、どうぞその辺よろしくお願いたしたいと思います。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（前田 弘議長）

はい。

11番（高迫千代司議員）

忠岡町の担当部長さんや課長さんは、技術屋でないので検証ができない。これは前から聞いております。そのためにこそコンサルがいるんでしょう。コンサルにお金を出して調べていただいたんですから、これもちゃんと見てもらえば、シリンダーを据えかえたら稼働するかどうかというのは、それは簡単にわかりますよ。わかれば、今言っているように余分な費用なわけですから、シリンダーが動いて、切断機が動けば十分な力を発揮します。それで、今の施設がちゃんと機能するんですよ。機能すれば藤原環境さんに委託している費用を新たに払う必要はありません。ここに出している費用に匹敵するお金が返ってくるんです。なぜそういう知恵を使わないのかということ、私、常々申し上げております。そのことによって忠岡町の財産を守る、これが部長さんの仕事ではありませんか。

それで、1月になったら新しい機械にそのシリンダーを据えかえたら終わりですから、それができるのかできないのか、ちゃんとやっていただきたい。十分な先ほどの質問がな

かったから、回答がないから改めて聞いております。ぜひちゃんとしてください。忠岡町の財産を守るためです。JV、共同体の利益のためではありません。ぜひよろしくお願ひします。

議長（前田 弘議長）

高迫議員、関連ないとは言いませんが、本予算は税収の払戻金でございまして、質問は差し控えていただきたいというように思います。部長も今後、しっかり頑張るということで答弁してください。

住民部（前田 忠嘉部長）

大変申しわけございませんでした。当然努力はいたしていきたいと考えております。努力いたしますということで。

11番（高迫千代司議員）

ちゃんと検討してくださいね。

住民部（前田 忠嘉部長）

そういうことが可能かどうか、また現状はあの機械につきましてはかなり無理をして作業を行っております。ですから本日今の時点まで事故はないという幸いな結果で粗大ごみの破碎はし、焼却に至っておりますが、やはりその制御もない機械の中で、そういうふうな形でシリンダーだけかえて動かすというふうな部分につきましては、不時の事故等もいろいろ考える部分とかもまた出てきますので、私といたしましては今回上程させていただいたとおりの日程の中で、できる限りの努力はしていきたいということでの回答でよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（前田 弘議長）

はい、わかりました。

11番（高迫千代司議員）

ちゃんと見せていただきます。

議長（前田 弘議長）

他に、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（前田 弘議長）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（前田 弘議長）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（前田 弘議長）

これより、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度忠岡町一般会計補正予算（第2号））を、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに、決定しました。

議長（前田 弘議長）

日程第6「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」を、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（前田 弘議長）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（前田 弘議長）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

議長（前田 弘議長）

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長（和田吉衛町長）

議長。

議長（前田 弘議長）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

クリーンセンターにかかる議案につきましては、長期にわたりご審議をいただきました。ありがとうございます。

思えば6月議会以来のご審議を賜りました請負契約締結についての議論、議論中に終始取り交わせられました協議内容をしっかり受けとめ、今後に生かしていきたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申しまして挨拶にかえさせていただきます。いろいろとありがとうございました。

議長（前田 弘議長）

以上をもちまして、平成27年第2回忠岡町議会臨時会を閉会します。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午後0時01分」散会）



以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年8月12日

忠岡町議会議長 前 田 弘

忠岡町議会議員 河 野 隆 子

忠岡町議会議員 三 宅 良 矢